

2020年10月16日

各位

オリックス銀行株式会社
ソニー銀行株式会社

ソニー銀行による遺言代用信託「家族へツナグ信託」 取り扱い開始

～提携第二弾、高齢化社会における相続への備え・円滑な資産承継をサポート～

オリックス銀行株式会社（本社：東京都港区、社長：錦織 雄一）とソニー銀行株式会社（本社：東京都千代田区、社長：住本 雄一郎）は、商品・サービスの相互取り扱いに関する業務提携に基づき、このたび信託契約代理業に係る業務委託契約を締結しましたのでお知らせします。ソニー銀行は、2020年10月19日（月）より、オリックス銀行が提供する遺言代用信託「家族へツナグ信託」の取り扱いを開始します。

本取り組みは、オリックス銀行とソニー銀行による提携*第二弾の取り組みで、ソニー銀行としては初の信託商品の取り扱いとなります。

遺言代用信託とは、お預かりした金銭を、遺言書を作成することなく、お客さまに相続が発生した際に、あらかじめご指定いただいたご家族などの受取人にお渡しする商品です。

本商品は申込人に相続が発生した際に、最短5営業日で受取人に金銭をお渡しすることが可能で、葬儀費用などの急なお支払いや残されたご家族の生活などに備えることができます。郵送および電話による、かんたんな手続きで申し込みができ、中途解約も可能です。お預かりした金銭はオリックス銀行が元本を保証し、生前中は年1回の配当金をお支払いします。



ソニー銀行は、「人生100年時代」に向けて、多様化する個人のお客さまの資産継承ニーズに幅広くお応えするため、本商品の取り扱いを開始いたします。

オリックス銀行とソニー銀行は、今後もそれぞれが競争優位性を持つ分野で補完関係を築き、顧客基盤の拡大およびお客さまの満足度と利便性の向上を図ります。

以上

※2020年8月14日付プレスリリース：[オリックス銀行とソニー銀行による商品・サービスの相互取り扱いに関する業務提携について](#)

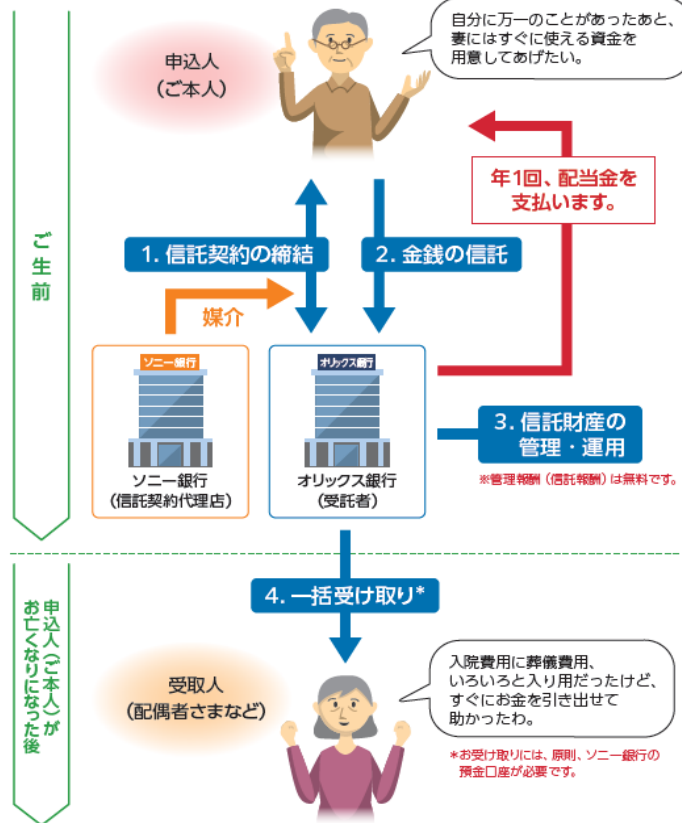
<本件に関するお問い合わせ先>

オリックス銀行株式会社 経営企画部 高橋・船山 TEL：03-6722-3630
ソニー銀行株式会社 経営企画部 堀川・篠原・安積 TEL：03-6832-5903

■ 「家族へツナグ信託」 スキーム図

「家族へツナグ信託」のしくみ

申込人（ご本人）からお預かりした資金を、
申込人（ご本人）に相続が発生した際に、あらかじめ指定
いただいた受取人のかたに一括でお渡しするしくみです。



■ 商品概要

商品名	家族へツナグ信託
募集対象	個人のお客さま ※ 申込時点において日本国籍を有し、国内に住所を有する20歳以上の個人で、後見人などの代理人を必要とされない方
信託の種類	合同運用指定金銭信託
申込金額	100万円以上 3,000万円以下(100万円単位) ※ ただし、お客さまが保有する金融資産の 1/3 までの金額
信託期間	信託設定から信託終了まで最長 30 年
受取人	推定相続人
元本補填	信託元本に万一欠損が生じた場合は補填されます。
預金保険制度	預金保険制度の対象商品です。
管理報酬	なし
中途解約	可能（ただし、前回計算期日の翌日以降の収益配当なし）
申込手数料	申込金額（税別）の 1%
その他	申込人および受取人が指定する口座がソニー銀行普通預金口座であることを申込条件とします。